

平成28年6月2日

(略)

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	岩	田	喜	美枝

平成28年5月18日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、財務会計上の行為を他の事項から区別して特定認識できるよう個別的、具体的に摘示することを要するものである（平成2年6月5日最高裁判決同旨）。

本件請求において請求人は、都知事が公金を横領しているとしてその全貌解明等を求めているものと解されるが、請求書では、知事在任中に公金を横領していると述べるにすぎず、監査の対象とする都の財務会計上の行為を特定認識できるよう個別的、具体的に摘示しているとは認められない。

また、請求人が提出した事実証明書では、請求人が主張する公金の大部分は政治資金と解されるところ、政治資金は都の公金に当たらず、その支出は都の財務会計上の行為に該当しない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。